

(案)

10原委第103号
平成10年11月17日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更）について（答申）

平成10年9月4日付け平成10・03・31資第99号をもって露開のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。